

興行場法の手引き



沖縄県

目次

1. 興行場法とは ……P1
2. 興行場営業許可申請について ……P2
3. 変更、承継、廃止届について ……P7
4. 構造設備及び衛生基準について……P9
5. その他 ……P16

1. 興行場法とは

【興行場の定義】

興行場法で定めている「興行場」とは、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設をいいます。

施設(常設・臨時・仮設を問わない※¹)を設けて反復、継続して※²公衆に見せ、又は聞かせる場合、許可が必要となります。

興行場には、映画館、劇場、音楽堂、野球場などのスポーツ観戦施設、サーカス、演芸場及び観せ物場等、様々な形態があります。

【興行場の例】

- ・映画館（移動映画館も含む） ・劇場 ・ライブハウス ・音楽堂
- ・スポーツ観戦施設（野球場、サッカースタジアム）
- ・競輪場 ・競馬場 ・サーカス ・お化け屋敷 など



※各種展覧会、博覧会、公営の動物園、植物園、博物館、ボーリング場、カラオケボックス等は興行場法の適用外です。

また、水族館については博物館相当施設に該当する場合は興業場法の適用外です。

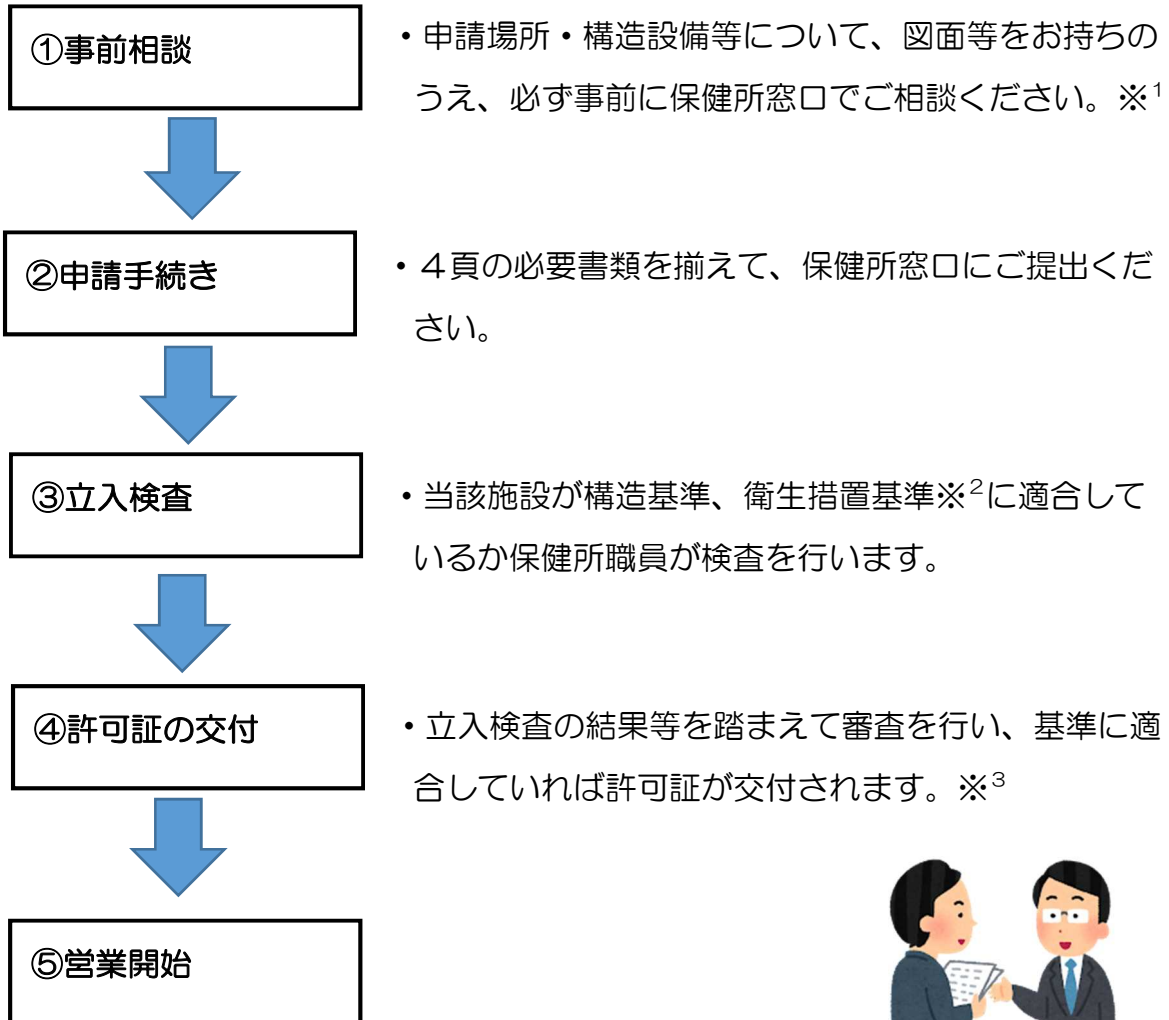
※¹臨時：既設の建物又は構造物等を使用し、期間を定めて興行を行うもの。

仮設：仮設の施設を使用し、期間を定めて興行を行うもの。

※²「反復、継続」の目安として、概ね月平均5日以上の場合は「反復、継続」にあたると考えられます。ただし、「観せ物等を公衆に見せ、又は聞かせることを目的に建築された施設」は稼働日数にかかわらず、興行場に該当します。

2. 興行場営業許可申請について

【手続きの流れ】



※¹連絡先については、3頁の各保健所連絡先一覧をご覧ください。施設を新たに作る場合は、設計段階から相談するようにしてください。

※²「沖縄県興行場の基準等に関する条例」により構造基準、衛生措置基準が定められています。詳細は9頁からの別表第1、別表第2をご覧ください。

※³立入検査等の結果、構造設備や衛生管理等について問題がある場合、許可を受けることができないことがあります。

【各保健所連絡先一覧】

保健所名	連絡先・住所	管轄市町村
北部保健所 生活環境班	0980-52-2636 名護市大中2-13-1	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村
中部保健所 生活衛生班	098-938-9787 沖縄市美原1-6-28	宜野湾市、沖縄市、うるま市、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村
南部保健所 生活衛生班	098-889-6799 南風原町字宮平212	浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町
宮古保健所 生活環境班	0980-72-3501 宮古島市平良字東仲宗根476	宮古島市、多良間村
八重山保健所 生活環境班	0980-82-3243 石垣市字真栄里438	石垣市、竹富町、与那国町

※那覇市については、那覇市保健所（098-853-7963）にご相談ください。

【建築基準法について】

使用予定の建物が所在する地域において、建築物の用途制限がかり、興行場法に係る施設が建てられない場合があります。営業施設の所在地を管轄する・市町村・各土木事務所の都市計画窓口にて事前に相談してください。

【許可申請に必要な書類】

許可申請にあたり、下記の書類が必要となります。

必要書類一覧	チェック
(1) 興行場営業許可申請書（第 1 号様式） ・各保健所窓口で配布しているほか、沖縄県衛生薬務課 HP で DL できます。	<input type="checkbox"/>
(2) 興行場の周囲 100 メートル以内の排水及び建物の状況を示す見取り図	<input type="checkbox"/>
(3) 興行場の配置図、各階平面図及び観覧席配置図 ・観覧場、便所、洗面所、調理場その他必要な施設を明示してください。	<input type="checkbox"/>
(4) 電気設備及び電線配置図	<input type="checkbox"/>
(5) 換気設備の構造概要（換気系統がわかること）	<input type="checkbox"/>
(6) 暖房又は冷房の設備がある場合はその構造概要（系統がわかること）	<input type="checkbox"/>
(7) 建築基準法に基づく「検査済証」の写し（仮説については許可通知書の写し） ・検査済証の写しがない場合は、営業施設の所在地を管轄する各土木事務所（建築主事のいる市の場合は当該市）に相談し、建築台帳記載証明書等の確認検査を受けたことを証する書類を取得してください。	<input type="checkbox"/>
(8) 消防法令適合通知書 ・営業施設の所在地を管轄する消防署に相談し、検査を受けてください。	<input type="checkbox"/>
(9) 申請手数料 <u>22,000 円（沖縄県証紙）</u> （ <u>臨時・仮設は 6,400 円</u> ）	<input type="checkbox"/>
(10) 申請者が法人である場合にあっては、定款又は寄付行為の写し、登記事項証明書	<input type="checkbox"/>

【許可申請書記載例】

興行場営業許可申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
申請者 沖繩 太郎
氏名

個人の場合は、「氏名」「現住所」を記入。法人の場合は「登記された主たる事務所の所在地」「法人名」「代表者氏名」を記入。

年 月 日生
法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

換気設備の種類を記入。観覧室の規模に応じた機械換気設備を設ける必要があります。詳細は10頁をご覧ください。

営業したいので、興行場法第2条第1項の規定により申請

映画館、演劇場、スポーツ施設等の種類を記入。

名称	沖縄興行会館				種別	演劇
所在地	沖縄県那覇市泉崎1-2-2					
観覧室の床面	2階	200㎡	2階	200㎡	計	400㎡
喫煙室の床面	2階	20㎡	2階	20㎡	計	40㎡
換気設備の種類	第 種換気設備					
入場者用便器の数	階	男子用	大	小	階	男子用
		女子用				女子用
入場者の定員	階	名	階	名	計	名
営業開始予定年月日	年 月 日					
営業期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
衛生責任者	住所	沖縄県那覇市泉崎1-2-2				
	氏名	沖繩花子	日生	年	月	
管理者	住所	沖縄県那覇市泉崎1-2-2				
	氏名	沖繩太郎	日生	年	月	

便器の数を記入。観覧室の床面積に応じた便器数を設ける必要があります。詳細は11頁をご覧ください。

季節的な営業など、営業期間が決まっている場合は営業期間を明示。

別紙のとおり

営業者は公衆衛生に関する責任者を定める必要があります。その「住所」「氏名」「生年月日」を記入してください。

寸法を記載

50m

ステージ

観客席

観客席

観客席

観客席

観客席

観客席

観客席

観客席

観客席

観客席

観客席

観客席

観客席

観客席

観客席

観客席

観客席

観客席

観客席

観客席

観客席

観客席

観覧室

少なくとも一カ所以上、
男性用大便所、女性用便
所を設置。

観覧室は、ロビー、食
堂、売店、喫煙所、便所
等と隔壁等により区画。

20m

女性用便所



男性用便所



観覧室出入口

ロビー

トイレの出入口は観覧
室に開口しない。

興行場内を禁煙にする場
合は、その旨を入場者の
見やすい場所に表示する
こと。その場合、喫煙所
は不要。

喫煙所

10m

流水式手洗いを設置。

施設出入口

3. 興行場許可を受けた後の手続（変更、廃止、承継）について

【変更届出】

許可申請事項（経営者の住所、法人の代表者、施設の名称、施設の構造など）に変更があった場合、変更後 10 日以内に変更届出を提出する必要があります。変更事項を・興行場営業許可申請・承継届書記載事項変更届（第 7 号様式）に記載のうえ、下記の必要書類を添付してください。

※届出施設の大幅な変更を行う場合は、事前に保健所までご相談ください。

届出の対象となる事項	変更の内容等	必要書類等
興行場の名称	興行場の名称を変更したとき。	
営業者の氏名（名称）、住所	【個人の場合】 氏名、住所 【法人の場合】 名称、代表者の氏名、 主たる事務所の所在地	・戸籍抄本、住民票抄本（個人の氏名、住所の変更） ・履歴事項全部証明書（法人の名称、所在地、代表者名の変更）
興行場の種別	種別を変更したとき	
興行場の構造設備	増築・改築を行う場合 <u>※既存施設の概ね 50% 以上の増改築は、既存施設の廃止及び新施設の新規許可が必要となります。</u>	・新旧平面

【停止・廃止の届出】

興行場営業の全部又は一部を停止、若しくは廃止した場合、停止（廃止）届を提出する必要があります。

必要書類	備考
(1)興行場停止・廃止届（第8号様式）	・一時的に停止するときは、停止期間を明確に記載。
(2)興行場営業許可証（廃止の場合）	・許可証を紛失した場合は、紛失の理由書を添付。

【承継の届出】

個人の相続又は法人の合併・分割により、経営許可を受けた地位を承継した場合、遅滞なく承継届を提出する必要があります。

承継の種類	必要書類
個人の相続	(1)興行場営業承継届書（相続）（第4号様式） (2)相続開始の事実の記載がある戸籍謄本又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付された法定相続情報一覧図の写し (3)相続人が2以上ある場合において、その全員の同意により経営者の地位を承継すべき相続人として選定されたときは、その全員の同意書（第5号様式）
法人の合併	(1)興行場営業承継届書（合併）（第6号様式） (2)合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書
法人の分割	(1)興行場営業承継届書（分割）（第6—2号様式） (2)分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

4. 構造設備及び衛生基準について

【設置場所及び構造設備の基準】 沖縄県興行場の基準等に関する条例 別表 1

1 設置場所の基準

興行場（以下「施設」という。）は、排水が極めて悪い等入場者の衛生に支障をきたす場所には設置しないこと。ただし、その周囲が耐水性の材料による排水溝を設ける等排水及び清掃が容易に行え、かつ、施設の床面が、コンクリートその他の不浸透性材料で覆われ、又は床が地盤面から 50 cm 以上の高さにある等防湿上有効な措置が講じられている場所にあつては、この限りではない。

2 観覧室（施設のうち、興行を見せ、又は聞かせるため入場者が利用する場所をいう。以下同じ。）の構造設備の基準

- (1) 舞台等の興行に直接関係する場所を除き、食堂、ロビー、便所、売店等とは隔壁等により区画すること。
- (2) 入場者が、容易に移動、着席及び出入りできる構造であること。
- (3) 入場者の衛生及び観覧に支障が生じないよう清掃及び消毒が容易にできる構造であること。

3 喫煙所の構造設備の基準

- (1) 各階ごとに少なくとも 1 箇所以上設けること。ただし、興行場内での喫煙を禁止し、その旨を入場者の見やすい箇所に表示する場合は、喫煙所を設けることを要しない。
- (2) 床面積の合計は、観覧室床面積の合計の 30 分の 1 以上とすること。
- (3) たばこの煙が観覧室に流入しない構造であること。

4 空気環境に係る構造設備の基準

(1) 施設には、内部の衛生的空気環境を確保するため、適正な機械換気設備又は空気調和設備を設けること

(2) 機械換気設備は、次の3種とすること。

ア 第1種換気設備 給気用送風機と排気用送風機との併用によるもの

イ 第2種換気設備 給気用送風機と自然排気口との組合せによるもの

ウ 第3種換気設備 自然給気口と排気用送風機との組合せによるもの

(3) 観覧室には、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める観覧用専用の機械換気設備を設けること。

ア 観覧室の床面積が400㎡を超えるもの又は地下に観覧室があるもの 第1種換気設備

イ 地上に施設がある場合、観覧室の床面積が150㎡を超え、400㎡以下のもの 第1種換気設備又は第2種換気設備

ウ 地上に設備がある場合、観覧室の床面積が150㎡以下のもの 第1種換気設備、第2種換気設備又は第3種換気設備

(4) 観覧室の機械換気設備は、観覧室の床面積1㎡当たり毎時75m³以上の換気能力を有し、清浄な外気を常に給気又は排気できる機能があること。

設備の種類 観覧室の条件	第一種換気設備 (給気用送風機と排気用送風機との併用によるもの)	第二種換気設備 (給気用送風機と自然排気口との組合せによるもの)	第三種換気設備 (自然給気口と排気用送風機との組合せによるもの)
観覧室が地下にある興行場	○	不可	不可
観覧室が地上にある興行場 (観覧室の床面積の合計 (a))			
400㎡ < a	○	不可	不可
150㎡ < a ≤ 400㎡	○ (最も好ましい設備)	○	不可
a ≤ 150㎡	○ (最も好ましい設備)	○	○

5 照明設備の基準

- (1) 観覧室、ロビー、休憩室、階段、出入口、便所その他入場者が利用する場所には、常に床面から80 cmの高さにおいて100ルクス以上の照度機能を有する照明設備及び停電その他の場合に備えた補助照明設備を設けること。
- (2) 観覧席（いす席、座席及び立見席をいう。）には、映写中又は演技中であつても客席の床面において0.2ルクス以上の照度機能を有する照明設備を設けること。

6 便所の構造設備の基準

- (1) 便所は、観覧室、ロビー及び食堂等の入場者が利用する場所に設置すること。ただし、他の用途を主とする建築物の一隅に設置された小規模施設等であつて、当該施設に近接して入場者の需要を満たすことができる適当な規模を有する便所が利用できる場合は、この限りでない。
- (2) 少なくとも男性用大便所及び女性用便所を1箇所以上設けること。
- (3) 観覧室が複数階に及ぶ場合にあつては、各階ごとに男性用及び女性用に区画して設け、入場者にその旨が明らかにわかるように表示すること。ただし、上下階から等距離にある中間階に設置する等、入場者の利便を損なわないと認められる場合は、各階ごとに設置しなくてもよいこと。
- (4) 出入口は、直接観覧室に開口しない構造であること。ただし、水洗便所であつて衛生上支障がない場合は、この限りでない。
- (5) 床面及び内壁（腰張りを含む床面から1 m以上の所まで）は、不浸透性の材料を用いて築造され、清掃が容易に行える構造であること。
- (6) 便器は、陶磁器製又は不浸透性の材料で造られているものを使用すること。

(7) 各階における便所（(3)ただし書で認められる場合を含む。）の便器の数は、次のアからウまでによること。

ア 男性用便器と女性用便器は、原則として同数であること。ただし、施設の種類、規模又は用途により男性用又は女性用の便器数の比率を適宜変えることができる。

イ 男性用大便器は、少なくとも小便器5個以内ごとに1個を設けること。ただし、座便式便器等小便器と兼用できる便器の場合は、その比率を適宜変えることができる。

ウ 男性用便器及び女性用便器の合計は、原則として各階の観覧室の床面積に応じ、次の表の左欄に掲げる床面積の区分に対応する右欄の便器数であること。ただし、(3)ただし書で認められる場合の床面積は、主として当該便所を利用する入場者に対応する階の観覧室の床面積の合計とすること。

観覧室の床面積	床面積別の最小便器数
300 m ² 以下	25 m ² ごとに1個
300 m ² を超え 600 m ² 以下	12 個＋（床面積－300 m ² ）につき 35 m ² ごとに1個
600 m ² を超え 900 m ² 以下	20 個＋（床面積－600 m ² ）につき 45 m ² ごとに1個
900 m ² を超えるとき	26 個＋（床面積－900 m ² ）につき 60 m ² ごとに1個

(8) 便所は、窓又は換気設備を設けた水洗式便所とすること。ただし、当該施設が公共下水道処理区域以外の地域にあつて、浄化槽放流水の排水先がない場合又は放流水を排水することにより排水先に衛生上支障を生ずる場合に限り改良便槽とすることができる。

(9) 適当な数の清浄な水を供給できる流水式手洗い設備を設けること。

【衛生に必要な措置の基準】 沖縄県興行場の基準等に関する条例 別表第2

1 施設等全般の管理の基準

- (1) 施設設備は、必要に応じ補修を行い、毎日清掃し、衛生上支障のないようにすること。
- (2) 施設におけるそ族、昆虫を駆除するため定期的に巡回点検及び駆除作業を実施し、その実施記録を2年以上保存すること。
- (3) 入場者が利用する場所は、定期的に消毒を行い、その実施記録を2年以上保存すること。
- (4) 壁及び天井は、常に清潔に保つこと。
- (5) 設備及び器具は、定期的に保守点検を行い、常に適正に使用できるよう整備し、その実施記録を2年以上保存すること。
- (6) 食堂、売店又は食品販売設備は、常に清潔で衛生的に保つこと。
- (7) 施設内の温度計及び湿度計は、入場者が常に容易に見えるよう適正に管理すること。
- (8) 清掃用具その他の用具は、専用の場所に保管し、当該場所は適正に清掃を行い、常に衛生的に保つこと。
- (9) 入場者の用に供する座布団等は、常に清潔で衛生的に保つこと。
- (10) 施設内の適当な場所に相当数のごみ箱を置き、廃棄物、汚液、汚臭等が飛散流出しないように管理するとともに、ごみその他廃棄物を適切に搬出し、施設内に放置しないこと。
- (11) 施設の周囲は、必要に応じ補修を行い、衛生上支障のないようにすること。

2 空気環境の基準

(1) 施設における空気環境の基準は、次のとおりとすること。

ア 炭酸ガス濃度は、1,500ppm以下であること。

イ 観覧室にあつては、浮遊粉じん量は、1m³当たり0.2mg以下であること。

ウ 空中落下細菌（生菌）数（5分間開放の平盤培養法による。）は、30個以内であること。

(2) 空気調和設備による空気環境の基準は、(1)に規定するもののほか、次のとおりとすること。

ア 温度は、17℃以上28℃以下の範囲に保つものとし、冷房する場合、外気との温度差を7℃以内とすること。

イ 相対湿度は、40%以上80%以下を保つこと。

ウ 気流は、毎秒0.5m以下であること。

3 興行時間の制限

屋内の施設の場合、環境を保健上良好な状態に保持するため、1回の興行を2時間30分以上連続して行うときは、おおむね2時間30分を超えない時間ごとに約10分間以上の休憩時間を設け、換気を十分に行うこと。ただし、衛生上支障がない場合は、この限りではない。

4 衛生管理の措置状況の表示

営業者は、1の(2)及び(3)に規定する衛生管理の措置状況について、その方法及び実施年月日を施設内の入場者の容易に見える場所に掲示すること。

5 禁煙の表示等

- (1) 喫煙所以外の場所での喫煙を禁止すること。
- (2) 喫煙所以外の場所で喫煙している者に対し、それを制止し、適切に案内すること。
- (3) 禁煙及び喫煙所である旨の表示を場内の適当な場所に掲示し、常に容易に見えるよう適正に管理すること。

6 従業員の衛生管理

- (1) 衣服は、常に清潔に保つこと。
- (2) 伝染のおそれのある疾病にかかっている者又はその疑いがある者は、業務に従事しないこと。ただし、医師の診断により衛生上支障がない場合は、この限りではない。
- (3) 営業者は、施設又は部門ごとに、当該施設又は部門ごとの従業員から公衆衛生に関する責任者（以下「衛生責任者」という。）を定めておくこと。
- (4) 衛生責任者は、営業者の指示に従い、従業員の衛生管理に当たること。
- (5) 営業者及び衛生責任者は、施設の管理が衛生的に行われるよう従業員の衛生教育に努めること。

5. その他

興行場の法令や条文等については下記の厚生労働省のホームページをご参照ください。また、届出様式等をダウンロードしたい場合は、沖縄県衛生薬務課ホームページよりダウンロードしてください。

【厚生労働省ホームページ】

興行場のページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123847.html>



【沖縄県衛生薬務課ホームページ】

興行場に関する事

https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/seikatsueisei/seiei_suido/seiei_kogyojo.html



